

i - 関連法

- 2003年6月に、改正電気事業法が成立し、最終施行日は2005年4月1日。
- 改正のポイントは、ネットワーク部門の公平性・透明性確保、広域流通の円滑化など。

2003年2月の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の答申を受けて、同年6月に電気事業法が改正・公布された。改正のポイントは以下のとおり。

1. ネットワーク部門の公平性・透明性確保

- ①ネットワーク部門の公平性・透明性について、市場参加者の信頼を確保し得るよう、ネットワーク部門について、アクセス情報等の目的外利用の禁止、不当な差別的取り扱いの禁止、他部門との内部相互補助を防止するための会計分離及びその結果の公表の義務付け等の措置を講じる。

施行：2005年4月1日

＜主要関連条文 第24条の5、第24条の6＞

- ②電力会社、新規参入者や学識経験者等が公平・透明な手続きの下で送配電部門に係るルール策定及び運用状況の監視等を行う仕組み（中立機関）を構築する。（行政は公平性・透明性の遵守に係る事後チェックのみ実施）

施行：2003年12月17日

＜主要関連条文 第93条～第99条の4＞

2. 広域流通の円滑化

供給区域を跨ぐごとに課金される仕組み（振替供給料金）を廃止する等、現行の託送制度を見直し、広域的な電力取引を円滑化する。

施行：2005年4月1日

＜主要関連条文（改正後の）第24条の3＞

3. 供給力の多様化に資する分散型電源による電力供給の容易化

二重投資による著しい社会的弊害が生じる場合を除き、コジェネ等の分散型電源から、自由化需要に対し、自前の送電線により電力を供給することを可能とする。

施行：2005年4月1日

＜主要関連条文 第16条の3、第2条第1項第7号＞

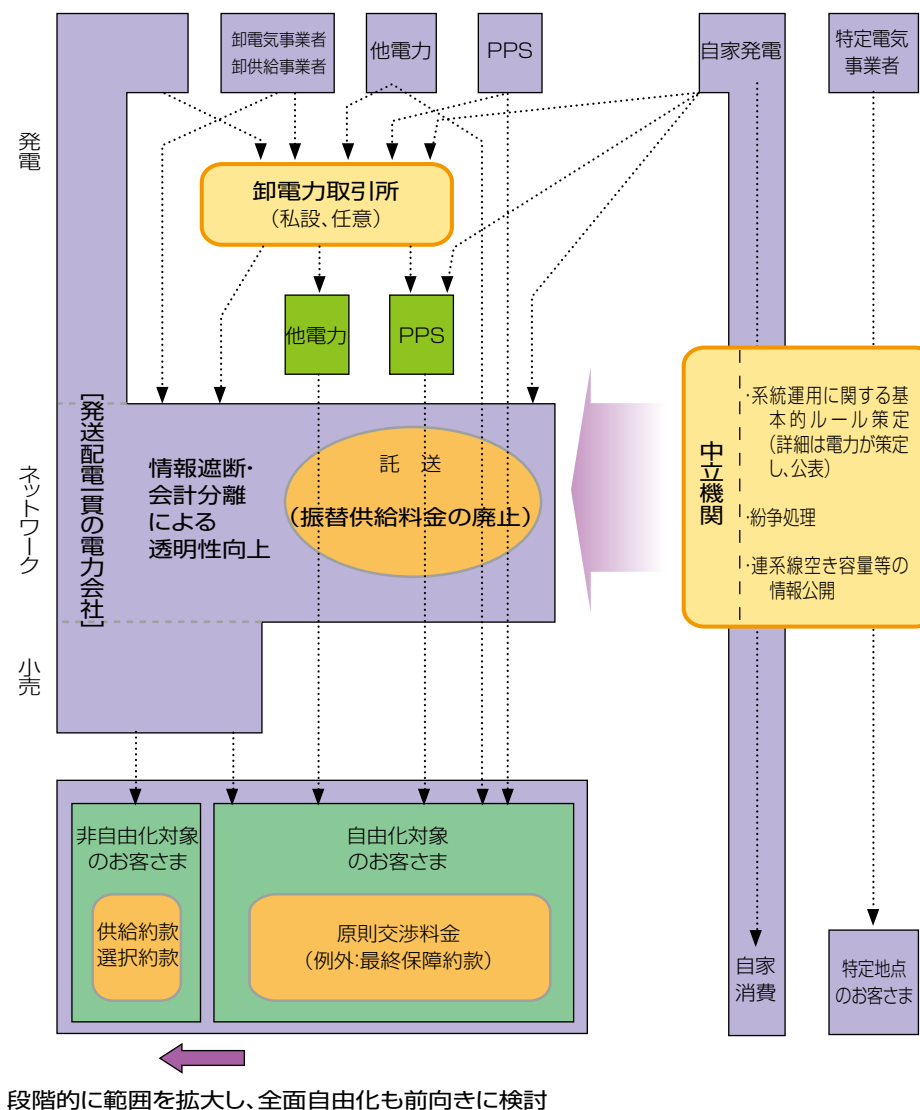
4. 小売自由化範囲の一層の拡大

小売自由化範囲は、2004年度に500kW以上、2005年度に50kW以上に拡大。（ただし、沖縄電力については2004年4月に原則2,000kW以上までに拡大。）2008年には家庭部門を含めた低圧需要の自由化についても議論されたが、自由化の環境が整っていないことなどから5年後をめどに範囲拡大の是非を検討することになっている。

施行：2004年4月1日及び2005年4月1日

＜主要関連条文 電気事業法施行規則 第2条の2＞

● 2003 年制度改正における電力供給システムの概要



- 2011(平成23)年8月に改正電気事業法が成立した。
- 改正のポイントは、再生可能エネルギー固定価格買取制度のサーチャージに起因する料金改定の簡易かつ機動的な手続きと、再生可能エネルギー電気の導入拡大の円滑化を図るための送配電ネットワーク利用制度の整備。

2011年1月の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会の中間とりまとめを受け、同年8月に電気事業法が改正・公布された。改正のポイントは以下のとおり。

1. 簡易かつ機動的な料金改定手続

買取制度による賦課金（サーチャージ）等、外生的・固定的なコストの変動に起因する料金改定について、簡易かつ機動的な手続き（事前届出（必要に応じて変更命令））により行うことができるようにする。

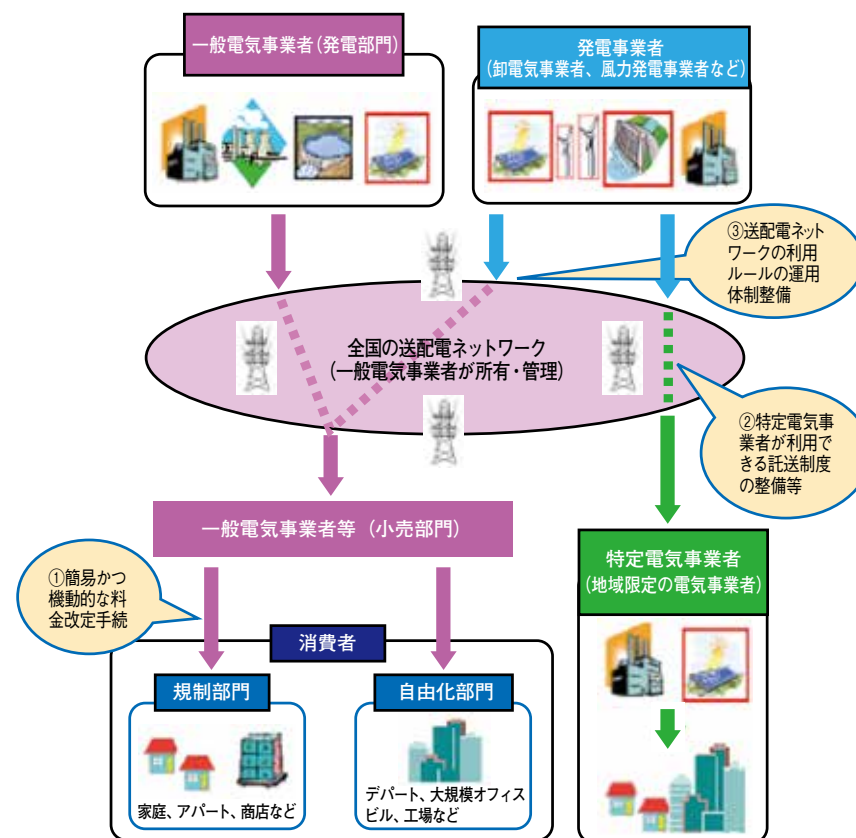
※ 上記改正にあわせ、ガス事業法についても制度整備が行われた。

2. 特定電気事業者が利用できる託送制度の整備等

特定電気事業者が、一般電気事業者の送配電ネットワークを經由して再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、託送制度を整備する。

3. 送配電ネットワーク利用ルールの運用体制整備

買取制度により、送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続の可否、接続地点等についての紛争が増加すると予想される。そのため、送配電ネットワークの利用ルールの策定とその運用状況の監視、発電事業者と送配電ネットワーク運用者（一般電気事業者）との間の紛争解決について、体制を整備する。



(出典) 経済産業省の資料を元に作成

- 政府は、2013年2月の総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会の報告書を受け、同年4月に「電力システムに関する改革方針」を閣議決定。
- 改革方針では、電力システム改革の目的として、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を掲げ、この目的の下、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3本柱からなる改革を、3段階に分けて進めることとされた。
- これを受け、電気事業法は、2013年11月に第1弾改正、2014年6月に第2弾改正、2015年6月に第3弾改正が行われた。

2013年11月に電気事業法が改正（第1弾改正）・公布された。改正のポイントは以下のとおり。

1. 広域的運営の推進

①広域的運営推進機関の創設

電力需給のひっ迫時にエリアを越えて広域的な電力融通の指示等を行う「広域的運営推進機関」（認可法人）を創設する。

②経済産業大臣による供給命令の見直し

供給命令の発動要件を災害等非常時以外にも拡充。また、卸供給事業者に対する供給命令制度等も新たに整備する。

2. 自己託送制度の見直し

自家発設置者が、別の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合に、一般電気事業者に対してその送配電網を利用させる義務を課す。

3. 電気の使用制限命令に係る制度の見直し

「罰則付きの命令」のみが規定されている電気の使用制限措置について、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告制度を創設する。

2014年6月に電気事業法が改正（第2弾改正）・公布された。改正のポイントは以下のとおり。

1. 小売参入の全面自由化の実施

①一般電気事業者にししか認められていない家庭等の小口需要への電気の供給について、登録を受けた小売電気事業者であれば可能とする。

②小売参入の全面自由化に伴い、電気事業の類型を見直し、発電（届出）、送配電（許可）、小売（登録）の事業区分に応じた規制体系へ移行する。

現行制度（部分自由化）		小売参入全面自由化後		
一般電気事業者 (10電力)	「一般の需要」への供給を行う - 家庭等の規制部門への供給は、供給義務・地域独占・料金規制（総括原価方式：認可制）	3事業を兼業（現行の体制と同様）		
	特定規模電気事業者 (新電力)	発電事業	送配電事業	小売電気事業
	卸電気事業者、卸供給事業者等	発電事業		小売電気事業
		【届出制】 ●イコールフットィングのため一律規制	【許可制】 ●公的インフラたる配電網を運営 ●地域独占・料金規制（総括原価方式等：認可制）	【登録制】 ●「一般の需要」（全需要家）に自由に供給 ●供給力確保義務 ●イコールフットィングのため一律規制

（出典）経済産業省 HP

（次画面へ続く）

2. 電気の安定供給を確保するための措置

①一般送配電事業者に対する措置

安定供給を確保するため、一般送配電事業者に対し、需給バランス維持義務（周波数維持義務）、送配電網の建設・保守義務（託送供給義務）、最終保障サービス義務、離島ユニバーサルサービス義務を課す。これらを着実に実施できるよう、従来制度と同様の地域独占、料金規制（総括原価方式等：認可制）を措置する。

②小売電気事業者に対する供給力確保義務

小売電気事業者に対し、自らの顧客需要に応ずるために必要な供給力を確保することを義務づける。

③広域的運営推進機関による発電所建設者の公募措置

将来的に日本全体で供給力が不足すると見込まれる場合に備えたセーフティネットとして広域的運営推進機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設する。

3. 需要家保護を図るための措置

①現在の一般電気事業者に対して、経過措置として当分の間、料金規制（特定小売供給約款：認可制）を継続する。（自由料金での提供も可能）

②小売電気事業者に対し、需要家保護のための規制（契約条件の説明義務等）を課す。

2015年6月に電気事業法が改正（第3弾改正）・公布された。本改正による電力システム改革に併せ、ガスや熱供給の分野の改革も一体的に進めることとし、ガス事業法の改正、熱供給事業法の改正、さらに、電力・ガス取引監視等委員会を設立するための経済産業省設置法等の改正も行われた。電気事業法の改正のポイントは以下のとおり。

1. 送配電事業の中立性確保

①一般送配電事業者・送電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことを禁止する。（兼業規制による法的分離）

②適正な競争関係を確保するため、一般送配電事業者・送電事業者と、そのグループの発電事業者や小売電気事業者に対し、取締役の兼職禁止等の行為規制を課す。

2. 小売料金の規制撤廃

小売料金規制の経過措置について、対象事業者を指定する制度とし、適正な競争関係が確保されている供給区域では経過措置の解除を可能とする。

3. その他の改正事項

①一般電気事業者に認められている一般担保付社債の発行の特例を廃止する。また、政投銀や沖縄公庫による一般担保付貸付金を廃止する。

②需要抑制の活用資する電力量調整供給に係る規定の整備や、風力発電への定期的な検査の導入、保安規制の合理化を行う。

4. 検証規定

法施行やエネルギー基本計画の実施の状況、需給状況等について各段階で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

- 政府は、「持続可能な電力システム構築小委員会」や「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会」における議論を踏まえ、2020 年 6 月に、エネルギー供給強靱化法（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法）を閣議決定。
- これは、自然災害の頻発、中東等のエネルギー情勢の緊迫化、再生可能エネルギーの拡大等、電気供給を巡る環境変化を踏まえ、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて電気の供給体制を確保することを目的としたもの。
- 強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立するため、電気事業法上で、送配電事業者に対する災害時連携計画の策定が義務付けられたほか、FIP 制度の導入などに向け、再エネ特措法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）の一部改正なども行われた。

電気事業法改正の主なポイントは以下のとおり。

①災害時の連携強化

- ・ 災害時に迅速かつ効率的に対応できるよう、送配電事業者に、共同して、相互の連携に関する事項等を記載した災害時連携計画を策定することを義務付ける。（一般送配電事業者各社は、2020 年 7 月 9 日に災害時連携計画を提出）
- ・ 経済産業大臣の求めに応じ、災害復旧時に送配電事業者が自治体等に対して、戸別の通電状況等の情報提供を義務付ける等の措置を講じる。

②送配電網の強靱化

- ・ レジリエンス強化の観点から、プッシュ型のネットワーク整備計画（広域系統整備

計画）の策定業務を電力広域的運営推進機関の業務に追加するとともに、送配電事業者に既存設備の計画的な更新を実現するための義務を課す。

- ・ 送配電網の強靱化等の実現のため、経済産業大臣が一般送配電事業者の投資計画等を踏まえて収入上限を定期的に承認し、その枠内でコスト効率化を促す託送料金制度を創設。

③災害に強い分散型電力システム

- ・ 特定エリア内で分散小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時にも独立したネットワークとして運用可能となるよう、配電事業を法律上位置付ける等の措置を講じる。

(1) 災害時の連携強化

- ①送配電事業者に、**災害時連携計画**の策定を義務化。【第 33 条の 2】
- ②送配電事業者が**仮復旧等に係る費用**を予め積み立て、被災した送配電事業者に対して交付する**相互扶助制度**を創設。【第 28 条の 40 第 2 項】
- ③送配電事業者に、**復旧時**における自治体等への**戸別の通電状況等の情報提供**を義務化。また、平時においても、電気の使用状況等の**データを有効活用**する制度を整備。【第 34 条、第 37 条の 3～第 37 条の 12】
- ④**有事**に経産大臣が **JOGMEC に対して、発電用燃料の調達を要請できる**規定を追加。【第 33 条の 3】

(2) 送配電網の強靱化

- ①電力広域機関に、**将来を見据えた広域系統整備計画**（プッシュ型系統整備）策定業務を追加。【第 28 条の 47】
- ②送配電事業者に、**既存設備の計画的な更新**を義務化。【第 26 条の 3】
- ③経産大臣が送配電事業者の投資計画等を踏まえて**収入上限（レベニューキャップ）を定期的に承認し**、その枠内で**コスト効率化を促す託送料金制度**を創設。【第 17 条の 2、第 18 条】

(3) 災害に強い分散型電力システム

- ①地域において分散小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となるよう、**配電事業**を法律上位置付け。【第 2 条第 1 項第 11 号の 2、第 27 条の 12 の 2～第 27 条の 12 の 13】
- ②山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、**配電網の独立運用を可能に**。【第 20 条の 2】
- ③分散型電源等を束ねて電気の供給を行う事業（**アグリゲーター**）を法律上位置付け。
【第 2 条第 1 項第 15 号の 2、第 27 条の 30～第 27 条の 32】
- ④家庭用蓄電池等の分散型電源等を更に活用するため、**計量法の規制を合理化**。【第 103 条の 2】
- ⑤太陽光、風力などの小出力発電設備を報告徴収の対象に追加するとともに、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）による立入検査を可能に。（※併せて NITE 法の改正を行う）【第 106 条第 7 項、第 107 条第 14 項】

(4) その他事項

電力広域機関の業務に再エネ特措法に基づく賦課金の管理・交付業務等を追加するとともに、その交付の円滑化のための借入れ等を可能に。【第 28 条の 40 第 1 項第 8 号の 2、第 8 号の 3、第 2 項、第 28 条の 52、第 99 条の 8】

- 災害時の迅速な復旧に向けて、電力会社間の連携強化や、災害時等における電力データの活用などに関する制度を整備していくこととされた。

電力会社の連携強化

災害時連携計画

災害等による事故が発生した場合における電気の安定供給を確保するため、一般送配電事業者が関係機関との連携に関する計画(災害時連携計画)を作成し、経済産業大臣に届け出ることを求める制度を整備。

<災害時連携計画に盛り込むべきと議論されてきた項目>

- ①一般送配電事業者間の共同災害対応に関する事項
- ②復旧方法、設備仕様等の統一化に関する事項
- ③各種被害情報や電源車の管理情報等を共有する情報共有システムの整備に関する事項
- ④電源車の地域間融通を想定した電源車の燃料確保に関する事項
- ⑤電力需給及び系統の運用に関する事項
- ⑥関係機関(地方自治体・自衛隊等)との連携に関する事項
- ⑦共同訓練に関する事項

電力会社が電源車の燃料を継続的に確保できるように、電力会社と地域の石油販売業者の平時からの連携を強化するとともに、災害協定の締結を促進。

※電力会社内の連携については、発送電分離後も、災害時には、送配電会社と小売会社・発電会社の情報共有や業務連携の行為規制の例外が制度的に認められており、グループ一体となって安定供給を確保することが可能。

<一元的な電源車管理システムのイメージ>

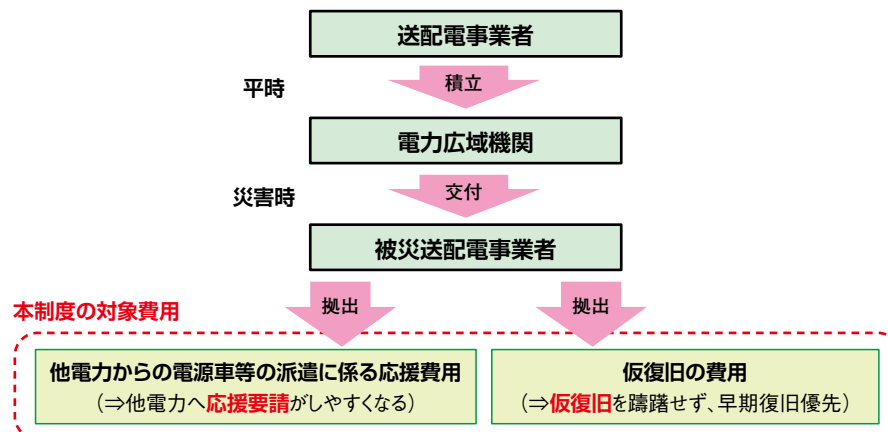


<タンクローリーから電源車への燃料補給の様子>



災害復旧費用の相互扶助

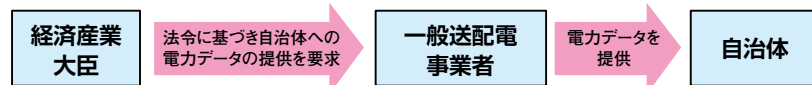
昨今の災害の激甚化を踏まえ、停電復旧に係る応援の規模・期間が大規模・長期化することに伴うコスト増加に対応するため、災害を全国大の課題として捉えた費用負担の制度(災害復旧費用の相互扶助)を創設。



災害時等における電力データの活用

災害復旧や事前の備えに電力データを活用するため、電気事業法上の情報の目的外利用の禁止の例外を設け、経済産業大臣から電力会社に対して、自治体や自衛隊等に個人情報を含む電力データの提供を求める制度を整備。

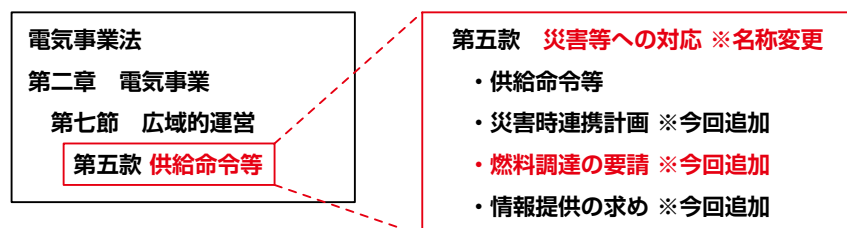
<災害復旧時の自治体への電力データの提供イメージ>



社会的課題解決等のため、本人の同意を得た上で、高齢者の見守りサービスなどの事業者が電気使用データを提供する制度を整備。

緊急時の発電用燃料の調達要請

非常時の「供給命令等」の規定を拡充して「災害等への対応」とし、現行の「供給命令」の規定に加えて、「災害時連携計画」や「災害時の情報提供の求め」の規定とともに、「緊急時に経産大臣がJOGMECに対して発電用燃料の調達を要請できる」規定を追加。

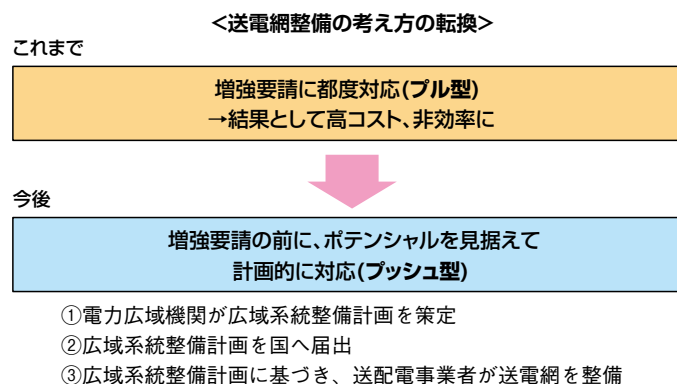


- レジリエンス強化の観点から、プッシュ型のネットワーク整備や既存設備の計画的な更新、必要な投資の確保とコスト効率化を促す託送料金制度の見直しが行われた。

計画的なネットワークの整備と更新

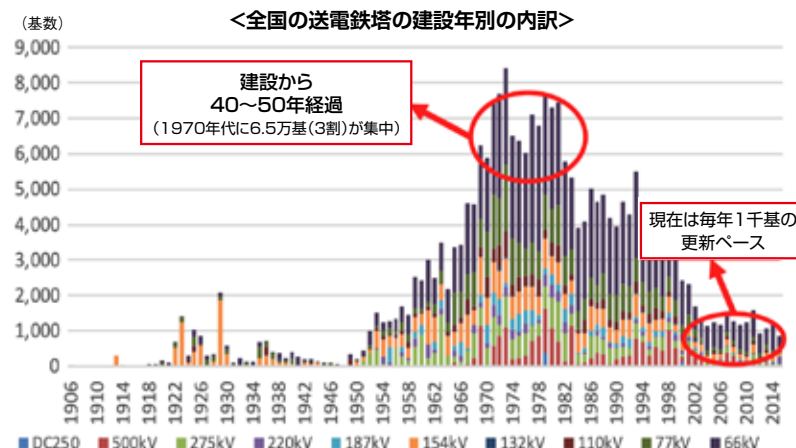
プッシュ型のネットワーク整備

電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定し、これに基づき、送配電事業者が実際の整備を行う仕組みを整備。



既存設備の計画的な更新

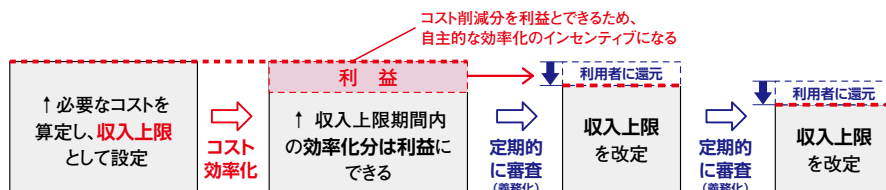
送配電設備の老朽化の程度を把握しつつ必要な投資をタイムリーに行わせるため、送配電事業者に対し、無電柱化の推進を含め、送配電設備の計画的な更新を求める制度を整備。



必要な投資の確保とコスト効率化を促す託送制度改革

送配電事業者が、①再エネの導入拡大に資する送配電網の増強、②鉄塔の計画的な更新、③無電柱化の推進など、必要な送配電投資を着実に実施すると同時に、コスト効率化に取り組むため、欧州の制度も参考に、託送料金制度を改革。

＜収入上限(レベニューキャップ)制度の仕組み＞



	日本（現行）	欧州（英、独）
基本 スキーム	＜総括原価方式+柔軟に値下げ可能な制度＞ ○料金値上げ：認可制（総括原価方式） ○料金値下げ：届出制（柔軟に値下げ可能） ※超過利潤が大きい場合等は料金変更命令	＜インセンティブ規制（レベニューキャップ）＞ ○事業者提出データに基づき、規制当局が一定期間ごとに収入上限（レベニューキャップ）を決定 ○事業者は、この一定期間のキャップの下、効率的な事業運営を行うインセンティブ
必要な 投資 確保	○認可時に想定し得なかった費用増などにより料金値上げを行おうとする場合、認可申請が必要	○事前に想定し得なかった費用増（新規電源接続に係る設備新增設等）、需要変動、調整力の変動分などは、機動的に収入上限に反映
コスト 効率化	○認可申請時には、事業全体について厳格審査 ○超過利潤が大きい場合等には料金変更命令	○事業者自らの効率化インセンティブが働く ○規制当局が定期的に収入上限を査定・決定 ○複数の事業者のコスト効率化度合いの比較・評価

- 特定エリア内で分散小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時にも独立したネットワークとして運用可能となるよう、配電事業を法律上位置付ける等の措置が講じられた。

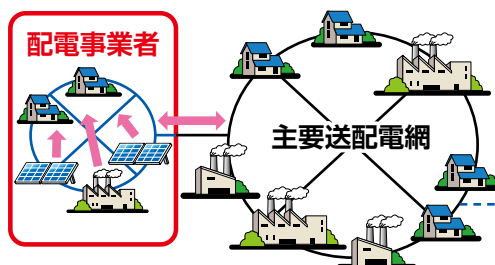
分散型ネットワーク形成に向けた環境整備

配電事業者の創設

レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者がAI・IoT等の技術も活用しながら、自ら面的な運用を行うニーズが高まっているため、安定供給が確保できることを前提に、配電事業者を電気事業法上に新たに位置づける。

<配電事業への新規参入効果>

1. 例えば、自治体や地元企業が高度な技術を持つIT企業と組んだ上で配電事業を行い、災害時には特定区域の配電網を切り離して、独立運用するといったことも可能に
⇒電力供給が継続でき、街区規模での災害対応力が強化
2. 新規事業者によるAI・IoT等の技術を活用した運用・管理
⇒設備のダウンサイジングやメンテナンスコストの削減



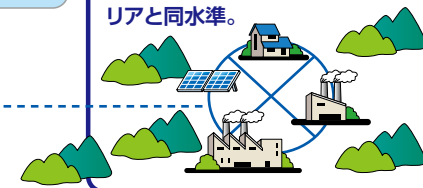
分散型電源を活用した遠隔地における配電網の独立化

近年の災害において倒木等により設備の復旧が長期化した山間部などの災害時・緊急時のレジリエンスを向上させるため、一般送配電事業者が再エネやコジェネ等の分散型電源を活用し、遠隔地において配電網の独立化を可能とする。

分散型電源の活用
(供給コスト増)
分散型電源や調整力等の追加によるコスト増

配電網の独立化
(設備コスト減)
送配電設備の更新費・メンテナンス費等の削減によるコスト減

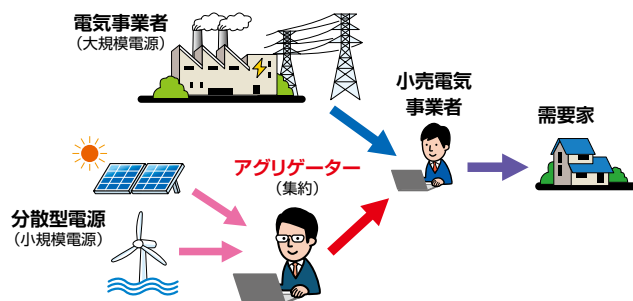
一般送配電事業者が新たな分散型電源を設置し、安定供給を確保。また、電気料金は主要送配電網エリアと同水準。



分散型電源の導入促進に向けた環境整備

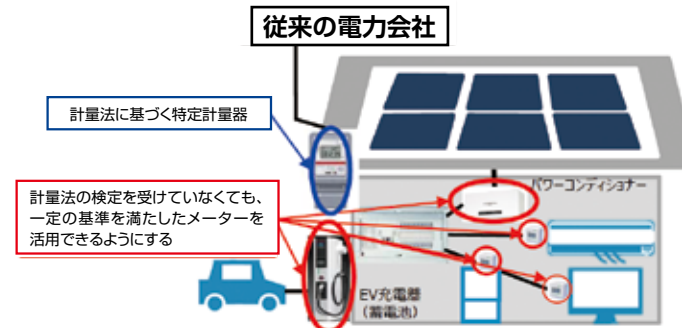
分散型電源を束ねて供給力として提供する事業者（アグリゲーター）の創設

災害対応の強化や分散型電源の更なる普及拡大の観点から、分散型電源を束ねて供給力として提供する事業者（アグリゲーター）について、電気事業法上に新たに位置づける。その際、サイバーセキュリティを始めとする事業環境の確認を行う。



電気計量制度の合理化

太陽光発電や家庭用蓄電池などの分散型電源等を活用し、家庭がアグリゲーター等と電力取引することを促進するため、計量器の精度や消費者保護の確保を求めた上で、計量法の規定について適用除外とする。



- 2023 年 5 月の GX 推進法と GX 脱炭素電源法の成立により、「2050 年カーボンニュートラル」実現に向けたエネルギー政策の大枠が決定。

1. 背景

世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも 2050 年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後 10 年間で 150 兆円を超える官民の GX 投資が必要。

2. 概要

① GX 推進戦略の策定・実行

政府は、GX を総合的かつ計画的に推進するための戦略を策定・実行する。

② GX 経済移行債の発行

政府は、GX 推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023 年度から 10 年間、GX 経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行し、GX の推進に関する施策を講じていく。

③成長志向型カーボンプライシングの導入

2028 年度から、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収する。また、2033 年度から、発電事業者に対して、一部有償で二酸化炭素の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収する。

④ GX 推進機構の設立

GX 推進機構は、民間企業の GX 投資の支援（金融支援（債務保証等））、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収、排出量取引制度（特定事業者排出枠の割当て・入札等）等を行う。

⑤進捗評価と必要な見直し

化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について、排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後 2 年以内に、必要な法制上の措置を行う。

1. 背景

ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひっ迫等への対応に加え、グリーン・トランスフォーメーション（GX）が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。

2. 概要

2023 年 2 月に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」に基づき、地域と共生した再エネの最大限の導入促進、安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、関連法※を改正。

※電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理法）

(1) 地域と共生した再エネの最大限の導入促進

①再エネ導入に資する系統整備のための環境整備（電気事業法・再エネ特措法）

- ・安定供給確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を経済産業大臣が認定し、認定を受けた整備計画のうち、再エネの利用の促進に資するものについては、工事に着手した段階から系統交付金を交付。

②既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進（再エネ特措法）

- ・太陽光発電設備に係る早期の追加投資（更新・増設）を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度を新設。

③地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化（再エネ特措法）

- ・関係法令等の違反事業者に対して、交付金による支援額の積立てを命ずる措置を創設し、違反が解消されない場合は支援額の返還命令を行う。また、再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件に、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加するとともに、委託先事業者に対する監督義務を課すなど、事業規律を強化。

(2) 安全確保を大前提とした原子力の活用・廃炉の推進

①原子力発電の利用に係る原則の明確化（原子力基本法）

- ・安全を最優先とすることなどの原子力利用の基本原則や、バックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上等の国・事業者の責務を明確化。

②高経年化した原子炉に対する規制の厳格化（炉規法）

- ・原子力事業者に対して、運転開始から 30 年を超えて運転しようとする場合、10 年以内毎に、設備の劣化に関する技術的な評価を行い、その劣化を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることを義務付け。

③原子力発電の運転期間に関する規律の整備（電気事業法）

- ・原子力発電の運転期間は 40 年とした上で、安定供給確保、GX への貢献などの観点から経済産業大臣の認可を受けた場合に限り、運転期間の延長を認める。
その際、「運転期間は最長で 60 年に制限する」という現行の枠組みは維持した上で、原子力事業者が予見し難い事由による停止期間に限り、60 年の運転期間のカウントから除外する。

④円滑かつ着実な廃炉の推進（再処理法）

- ・今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構の業務に、全国の廃炉の総合的調整などの業務を追加し、同機構の名称を使用済燃料再処理・廃炉推進機構とする。また、原子力事業者に対して、同機構に廃炉拠出金を納付することを義務付ける。

- 2003(平成 15)年 10 月 1 日から、「石油税」の課税物件に、新たに石炭が追加され、名称を「石油石炭税」に改称。
- 税率については、激変緩和の観点から、段階的に引き上げ。
- 租税特別措置法に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が設けられ、2012(平成 24)年 10 月 1 日から適用された。

● これまでの石油税の経緯

1978(昭和 53)年度 石油税導入。税収は石油対策に充当。課税対象は石油。
 1980(昭和 55)年度 税収を、石油対策に加え、石油代替エネルギー対策にも充当。
 1984(昭和 59)年度 石油税率の引き上げ、課税対象を LPG・LNG にも拡大。
 1993(平成 5)年度 税収を、省エネルギー対策にも充当。

● 2003(平成 15)年度税制改正

地球温暖化対策、エネルギーセキュリティ対策の充実・強化の観点から、歳出・歳入構造を見直し。石油税を石油石炭税に改称。

(歳出面)

- ・ 地球温暖化防止対策として、京都メカニズム関係対策を含むエネルギー起源 CO₂ の排出抑制対策を推進
- ・ 天然ガスシフトの加速化やアジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の充実を推進

(歳入面)

- ・ 歳出面での見直しを踏まえ、財源の安定的な確保および負担の公平の観点から、LPG・LNG に係る税率を引き上げるとともに、課税対象を石炭にも拡大。

<石炭への新規課税の理由>

- ・ 石油等と組成や生成過程が類似した資源であること
- ・ 石油等と同様に、原料や燃料として幅広く利用されていること
- ・ 石炭の利用者はこれまでもエネルギー対策の実施により実質的に受益してきたが、歳出面の見直しにより更なる受益が見込まれること など

● 2012(平成 24)年 10 月地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例

地球温暖化対策のための課税の特例により税率が上乘せされ、2012(平成 24)年 10 月から段階的に引き上げ。

(税率)		(円/kl、円/t)					
	～2003年9月	2003年10月～	2005年4月～	2007年4月～	2012年10月～	2014年4月～	2016年4月～
原油・石油製品	2,040				2,290	2,540	2,800
LPG	670	800	940	1,080	1,340	1,600	1,860
LNG	720	840	960				
石炭	—	230	460	700	920	1,140	1,370

(注) 鉄鋼・コークス、セメント製造用石炭、沖縄において発電用に使用する石炭・LNGは免税。

[石油石炭税の納税(輸入の場合)]

納税義務者：石油等貨物を保税地域から引き取る(＝輸入する)者。(税関への輸入申告における「輸入者」)。

輸入の委託を受けた商社が輸入者となる場合は当該商社。

納税地：保税地域の所在地。(石油等貨物を陸揚げする税関所在地。)

(注) 保税地域：外国から輸入貨物を税関通過前に置いておくことができる場所。

- 地元住民の理解と協力のもとに発電用施設の設置及び運転を円滑に進めるための法律。
- 電力会社から税金を徴収し、一般会計に繰入れ後、必要額をエネルギー対策特別会計に繰入れ。
- エネルギー対策特別会計から自治体等に交付金等を交付。

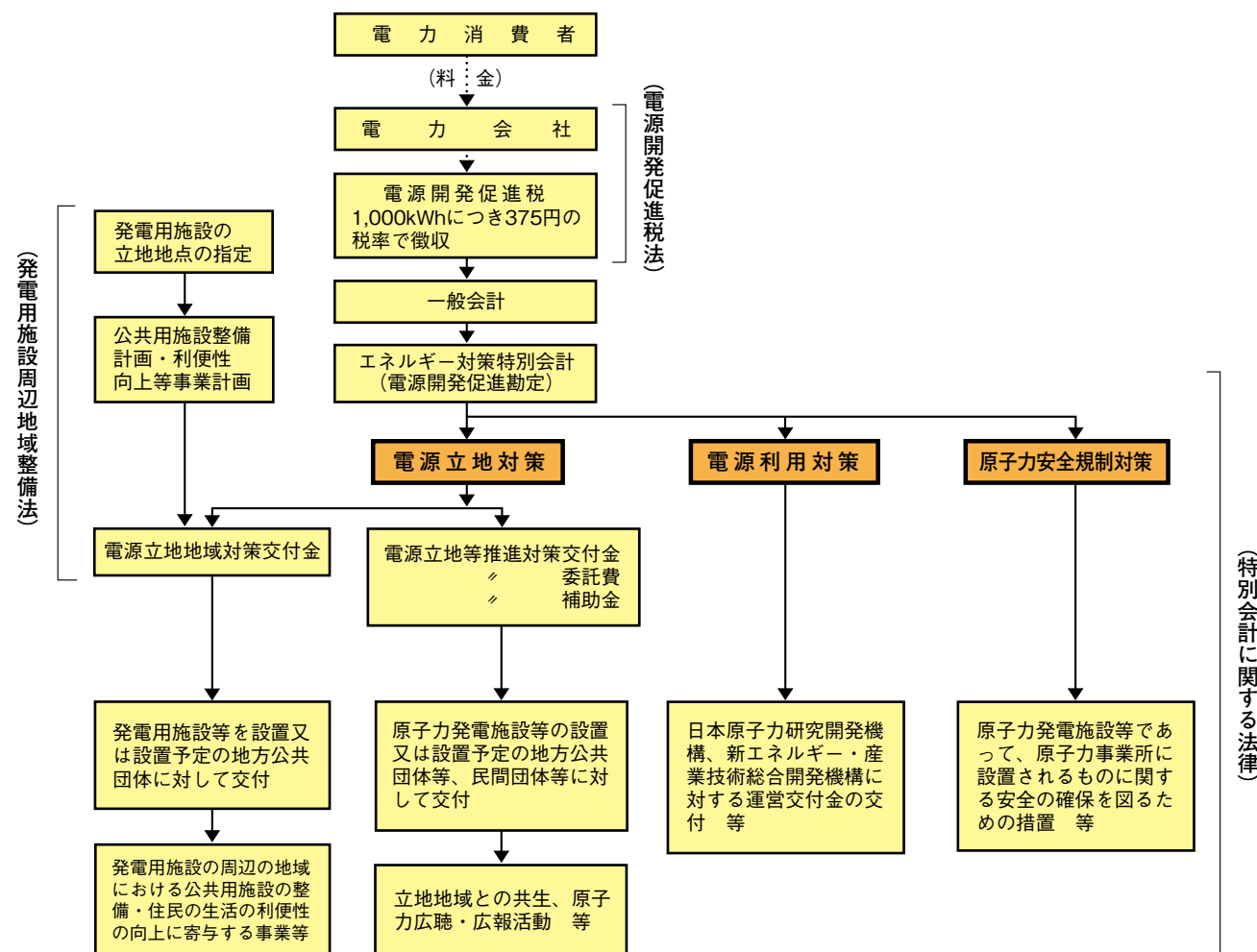
電源立地の計画的推進は、国民生活や経済活動にとって極めて重要な課題である。そこで地元住民の理解と協力を得ながら発電所の建設を円滑に進められるよう制定されたのが電源三法である。

電源三法とは、1974年に制定された「電源開発促進税法」「特別会計に関する法律（旧 電源開発促進対策特別会計法）」「発電用施設周辺地域整備法」を総称するものであるが、これらを軸に、

- ①電源地域の振興
- ②電源立地に対する国民的理解および協力の増進
- ③安全性確保および環境保全に係る地元理解の増進等、

電源立地の円滑化を図るための施策が行われる。

●電源三法の概要



- エネルギー政策基本法は、安定供給の確保、環境への適合とこれらを十分考慮した市場原理の活用が3つの柱。
- 政府は、エネルギー需給に関する施策についての基本方針に則り、エネルギー需給に関する施策を総合的に策定・実施する。

この法律は、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、国および地方公共団体の責務等を明確化するとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに、わが国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的として、2002年6月14日に公布された。

●エネルギー政策基本法の概要

条	条文のポイント
1(目的)	●エネルギー需給に関する施策に関し、基本方針を定め、国・地方公共団体の責務等を明確化し、エネルギー需給に関する施策の基本となる事項を定める。 ●エネルギー需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進。 ●地域・地球の環境保全に寄与、わが国・世界の経済社会の持続的発展に貢献。
2(安定供給の確保)	●エネルギーの安定供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、エネルギー供給源の多様化・エネルギー自給率の向上・エネルギーの分野における安全保障を図ることが基本。 ●他のエネルギーによる代替、貯蔵が著しく困難なエネルギー供給は、その信頼性・安定性が確保される施策が必要。
3(環境への適合)	●エネルギー消費の効率化、太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換、化石燃料の効率的な利用推進等、地球温暖化防止・地域環境保全が図られたエネルギー需給の実現、併せて循環型社会の形成に資するための施策推進。
4(市場原理の活用)	●エネルギー需給に関する経済構造改革は、前二条の政策目的を十分考慮しつつ事業者の自主性・創造性が発揮され、エネルギー需要者の利益が確保されることを旨とする。
5(国の責務)	●国は、2から4条に定めるエネルギー需給に関する施策について基本方針に則り、エネルギー需給に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。 ●国は、エネルギー使用にあたっては、エネルギー使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努める必要がある。

(次画面へ続く)

条	条文のポイント
6(地方公共団体の責務)	●地方公共団体は、基本方針に則り、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有する。 ●地方公共団体は、エネルギー使用にあたっては、エネルギー使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努める必要がある。
7(事業者の責務)	●事業者は、事業活動に際し、自主性・創造性を発揮し、エネルギーの効率的利用、エネルギーの安定的供給、地域・地球の環境保全に配慮したエネルギー利用に努め、国・地方公共団体の実施する施策に協力する責務を有する。
8(国民の努力)	●国民は、エネルギー使用にあたっては、その使用の合理化、新エネ活用に努める。
9(相互努力)	●国、地方公共団体、事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体は、エネルギー需給に関し、相互に、その果たす役割を理解、協力する。
10(法制上の措置等)	●政府は、エネルギー需給に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上または金融上の措置その他の措置を講じる。
11(国会に対する報告)	●政府は、毎年、国会に、エネルギー需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出する。

条	条文のポイント
12(エネルギー基本計画)	●政府は、エネルギー需給に関する基本的な計画(エネルギー基本計画)を定める。 ●エネルギー基本計画は、次に掲げる事項を定める。 1.エネルギー需給に関する施策についての基本的な方針 2.エネルギー需給に関し、長期的、総合的、計画的に講ずべき施策 3.エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策 4.前3号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するために必要な事項 ●経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、基本計画案を作成し、閣議の決定を求める。閣議の決定があったときは基本計画を速やかに国会に報告するとともに公表。 ●政府は、エネルギーを巡る情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があれば変更する。 ●政府は、基本計画について、毎年度、予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずる。
13(国際協力の推進)	●国は、世界のエネルギーの需給の安定及びエネルギーの利用に伴う地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資するため、国際的なエネルギー機関等への協力、研究者等の国際的交流、二国間及び多国間におけるエネルギー開発協力その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずる。
14(エネルギーに関する知識の普及等)	●国は、広く国民があらゆる機会を通じてエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるとともに、営利を目的としない団体の活用に配慮しつつ、エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずる。

- エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るために策定。
- 基本方針は、「安定供給の確保」、「環境への適合」、及びこれらを十分に考慮した「市場原理の活用」。

エネルギー基本計画は、2002年6月14日に公布されたエネルギー政策基本法第12条に基づいて策定するものであり、エネルギー需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、基本方針（「安定供給の確保」「環境への適合」及びこれらを十分考慮した「市場原理の活用」）や講ずべき施策などから構成されている。

2003年10月の策定後、2007年3月に第一次改定、2010年6月に第二次改定が行われたが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとするエネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえたエネルギー政策の方向性を示すものとして、2014年4月11日、第4次エネルギー基本計画が策定された。

その後、策定から4年が経過し、計画を見なおす時期を迎えたことから、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会や、経済産業大臣主催の「エネルギー情勢懇談会」による提言を踏まえ、2018年7月3日、新たな第5次エネルギー基本計画が閣議決定された。

第6次エネルギー基本計画は、気候変動問題への対応や日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という二つの大きな視点を踏まえて策定された。この計画は、2050年カーボンニュートラルに向けた長期展望と、それを踏まえた2030年に向けた政策対応により構成され、今後のエネルギー政策の進むべき道筋が示されている。

第6次エネルギー基本計画の概要（2021年10月22日閣議決定）

【情勢の変化】

- （1）脱炭素化に向けた世界的潮流
- （2）米中対立などによる国際的な経済・エネルギー安全保障における緊張感の高まり
- （3）新型コロナウイルス感染症拡大の教訓
- （4）エネルギー安定供給を脅かすリスクの増大（自然災害の頻発・激甚化、サイバー攻撃）
- （5）電力自由化と再生可能エネルギー拡大による供給力・投資環境の変化
- （6）新たなテクノロジーの対応

【2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応】

- 電力部門に求められる取り組み
 - ・再エネや原子力などの実用段階にある脱炭素電源を活用し着実に脱炭素化を進めるとともに、水素・アンモニア発電やCCUS/カーボンリサイクルによる炭素貯蔵・再利用を前提とした火力発電などのイノベーションを追求。
- 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取り組み
 - ・脱炭素化された電力による電化を進める。電化が困難な部門（高温の熱需要等）では、水素や合成メタン、合成燃料の活用などにより脱炭素化。特に産業部門においては、水素還元製鉄や人工光合成などのイノベーションが不可欠。

【2030年に向けた政策対応】

- 需要サイドの取り組み
 - ・徹底した省エネルギーの更なる追求
 - ・省エネ法改正を視野に入れた制度的対応の検討
 - ・蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化
- 再生可能エネルギー
 - ・S+3Eを大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す
- 原子力
 - ・東京電力福島第一原子力発電所事故への真摯な反省が原子力政策の出発点
 - ・原子力の社会的信頼の獲得と、安全確保を大前提として原子力の安定的な利用の推進
 - ・立地自治体との信頼関係構築
 - ・研究開発の推進

○火力

- 安定供給を大前提に、再エネの瞬時的・継続的な発電電力量の低下にも対応可能な供給力を持つ形で設備容量を確保しつつ、適切な火力のポートフォリオの維持や火力の脱炭素化の促進などを踏まえながら、出来る限り電源構成に占める火力発電比率を引き下げる
- 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了

○水素・アンモニア

- 水素を新たな資源と位置付け、社会実装を加速
- 長期的に安価な水素・アンモニアを安定的かつ大量に供給するため、海外からの安価な水素活用、国内の資源を活用した水素製造基盤を確率
- 需要サイド（発電、運輸、産業、民生部門）における水素利用を拡大

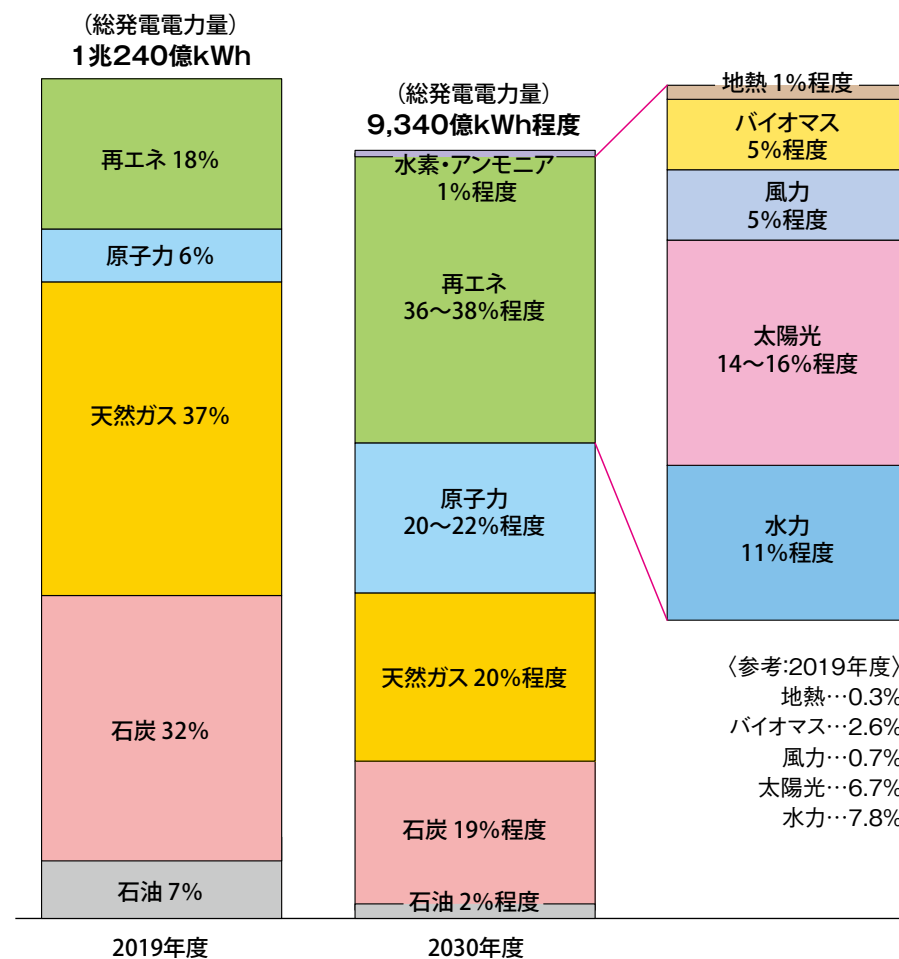
○資源・燃料

- カーボンニュートラルへの円滑な移行を進めつつ、将来にわたって途切れなく必要な資源・燃料を安定的に確保（包括的な資源外交の推進、JOGMECの機能強化、石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進、鉱物資源の確保等）
- 平時のみならず緊急時にも対応できるよう燃料供給体制の強靱化を図るとともに、脱炭素化の取り組みを推進（石油やLPガスの備蓄機能維持、SSのレジリエンス強化、メタネーション等によるガスの脱炭素化等）

○電力システム改革

- 脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築（容量市場の着実な運用、新規投資について長期的な収入の予見可能性を付与する方法の検討、安定供給確保のための責任・役割の在り方の検討等）

●基本方針に基づく施策を講じることで実現される将来（2030年度）の電源構成



（出典）資源エネルギー庁「日本のエネルギー2021」より

●一般送配電事業者から電源開発促進税を徴収することを定めた法律。

電源開発促進税法の目的

この法律は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設などの設置の促進、発電施設の利用の促進及び安全の確保ならびに電気の供給の円滑化を図る等のために必要な費用の財源として、一般送配電事業者から電源開発促進税を徴収することを目的としており、1974(昭和49)年6月6日に公布された。

課税と納付のしくみについて

①課税される物件

一般送配電事業者の販売電気（他からの需要に応じ供給した電気および自ら使用した電気）が課税物件とされている。

※融通供給、振替供給のための電気や一般送配電事業者が発電のために直接使用する電気は非課税。

②課税標準

販売電気の電力量を課税標準とする従量税。

※定額料金制の販売電気の電力量は、需要設備の電力容量、用途、場所などの事情を考慮し、電源開発促進税法施行令に定められた算定方法により計算する。

③税率

販売電気 1,000kWhにつき 375 円

④税額の申告と納付

一般送配電事業者は、お客さまから料金の支払を受ける権利が確定した月および自ら使用した月の翌月末までに、毎月その販売電気の電力量と電源開発促進税額などを記載した申告書を所轄税務署長に提出し、電源開発促進税を納付しなければならない。

電源開発促進税法は、特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）、発電用施設周辺地域整備法と相互に機能して電源立地促進対策を推進する制度を形成しており、この3つの法律を総称して一般的に「電源三法」という。

- 電源開発促進税等の経理について特別会計を設置することを定めた法律。
- 特別会計の使途は電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策の3分野に限定。

特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）の目的

電源開発促進対策特別会計法は、電源開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進対策に関する政府の経理を明確にするために、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することを目的としており、1974(昭和49)年6月6日に公布された。

特別会計改革により全ての特別会計に適用される法律が2007(平成19)年通常国会において審議され、特別会計に関する法律が成立した。この法律の成立に伴い全ての特別会計法は廃止された。なお、電源開発促進対策特別会計は、2007(平成19)年度から石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と統合され、新たにエネルギー対策特別会計となった。

電源開発促進対策の範囲

この法律により定められた特別会計から資金を支出できるのは、電源立地対策、電源利用対策および原子力安全規制対策に限定されている。その範囲は次の通りである。

① 電源立地対策

公共用施設整備計画および利便性向上等事業計画に基づく電源立地地域対策交付金の交付、発電の用に供する施設の設置および運転の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定めるもの等。

② 電源利用対策

発電用施設の利用の促進および安全の確保ならびに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置で政令に定めるもの等。

③ 原子力安全規制対策

原子力発電施設または再処理施設など原子力発電と密接に関連する施設等であって、原子力事業所に設置されるものに関する安全の確保を図るための措置で政令に定めるもの等。

特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）は、同時に制定された電源開発促進税法、発電用施設周辺地域整備法と相互に機能して電源立地促進対策を推進する制度を形成しており、この3つの法律を総称して一般的に「電源三法」という。

- 発電用施設周辺地域に電源立地地域対策交付金（電源立地促進対策交付金相当部分）を交付。
- 地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設を円滑に設置、運転。

この法律は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であることを踏まえ、発電用施設の周辺地域における公共施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、これによって発電用施設を円滑に設置、運転していくことを目的としており、1974(昭和49)年6月6日に公布された。

● 発電用施設

この法律における「発電用施設」は、「発電事業者、日本原子力研究開発機構が設置する一定規模以上の原子力、水力、地熱、火力（沖縄県に設置されるものに限る）の電源」、および再処理施設など「原子力発電と密接に関連する施設」と定められている。

● 地点の指定

この法律が適用される地点の指定にあたっては、主務大臣（文部科学大臣、経済産業大臣）が、予定されている地点のうち、定められた要件に該当するものについて関係する行政機関の長と協議のうえ指定し、公示する。

● 公共用施設整備計画、利便性向上等事業計画の作成と承認

都道府県知事は指定された地点の周辺地域について、対象地域、対象施設、対象事業などを盛り込んだ公共用施設整備計画、利便性向上等事業計画を作成し、主務大臣と協議し、同意を求めることができる。主務大臣はその計画が適当なものと認められる時は、関係行政機関の長らと協議のうえ同意する。

● 電源立地地域対策交付金の交付

国は、地方公共団体に対し、公共用施設整備計画、利便性向上等事業計画に基づく事業の経費にあてるために電源立地地域対策交付金（電源立地促進対策交付金相当部分）を交付することができる。交付金の限度額や交付期間は規則によって定められている。

発電用施設周辺地域整備法は、電源開発促進税法、特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）と相互に機能して電源立地促進対策を推進する制度を形成しており、この3つの法律を総称して一般的に「電源三法」という。

- わが国の原子力政策の基本方針を定めた法律。
- 「民主」「自主」「公開」の三原則を謳う。

この法律は、1955(昭和30)年12月19日に制定された。原子力の研究・開発・利用を推進して将来のエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興と地球温暖化の防止を図り、人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することを目的としている。

原子力三原則

原子力基本法は日本の原子力政策の基本方針として、原子力の研究、開発および利用は平和の目的に限り、安全の確保を旨として民主的な運営のもとに自主的に行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものと定めている。

上記は原子力三原則に基づくものであり、この三原則は日本学術会議第17回総会(昭和29年4月)で提唱されたものである。

概要^{注)}

- 1) 原子力の研究、開発及び利用の情報は完全に公開され、国民に周知されること。
- 2) 原子力の研究は民主的な運営によってなされ、能力あるすべての研究者の十分な協力を求めること。
- 3) 原子力の研究と利用は、自主性ある運営のもとに行われるべきこと。

注) 出典：「昭和31年版 原子力白書」(原子力委員会)

原子力基本法を中心とした日本の原子力関連法規の主な体系は、次の通り。



日本における原子力の研究、開発及び利用については、原子力基本法の「わが国の原子力利用は、計画的に遂行すること」に沿って、1956（昭和36）年以降、概ね5年ごとに9回にわたって「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（原子力長計）」が策定されてきた。

2004（平成16）年6月から原子力に関係の深い有識者のみならず、学界、経済界、法曹界、立地地域、マスメディア、非政府組織等の各界の有識者を構成員とした新計画策定会議を設置し、新たな計画を策定することとし、名称を「原子力政策大綱」へ変更した。また、原子力政策大綱は2005（平成17）年10月14日に閣議決定され、国策として推進していく姿勢が明確になった。

原子力政策大綱（2005（平成17）年10月11日）では、まず「核燃料サイクル政策」について、全量再処理、直接処分を含む4つの基本シナリオを、安全性、経済性、エネルギー安全保障、環境適合性等10の視点から総合評価を実施した結果、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することが基本方針とされた。またこれに関連して、プルサーマルの着実な推進や、再処理能力を超える使用済燃料を中間貯蔵で対応することも明記された。また、六ヶ所再処理工場に続く第二再処理工場は2010（平成22）年頃から検討を開始し、六ヶ所工場の操業終了に間に合う時期までに結論を得ることとした。次に「原子力利用」については、2030（平成42）年以後も総発電電力量の30～40%程度という水準程度が、それ以上の供給割合を原子力発電が担うことが明記された。また、2030（平成42）年前後からは既設プラントを順次代替し、高速増殖炉については、2050（平成62）年頃から商業ベースでの導入を目指すこと等とする中長期の基本的方向等も示された。

その後の国内外の様々な変化を踏まえ、大綱策定から5年を迎えた2010（平成22）年11月に「新大綱策定会議」が設置された。

ここでは5回の審議が行われたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け審議が中断。その後、2011（平成23）年9月に審議が再開したが、2012（平成24）年10月に策定作業の中止を正式決定。また「新大綱策定会議」を廃止した。

その後、2013（平成25）年の「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」（内閣官房）での議論を経て、原子力委員会はこれまでのような原子力政策全体を見通した網羅的な「原子力政策大綱」の作成はしないこととした。また、この答申等を受けて見直された原子力委員会設置法（2014（平成26）年6月改正）により、原子力委員会の所掌事項が原子力利用に関する政策に関すること等に重点化された。

現在、原子力委員会は、関係組織からの中立性を確保しつつ、府省庁を越えた原子力政策の方針を示すとの役割に鑑み、「原子力利用に関する基本的考え方」（2017（平成29）年7月閣議決定）等の提言を行っている。

- 使用済燃料の再処理等の着実な実施のため、再処理等の業務を行う認可法人（使用済燃料再処理機構）を新たに設立し、再処理等に必要な資金の拠出を、原子力事業者に対して義務付けるもの。

エネルギー基本計画（2014年（平成26年）4月閣議決定）に掲げられている核燃料サイクルの推進という基本方針の下、原子力事業者は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（再処理等積立金法）に基づき、必要となる資金を自ら外部に積立てて確保してきた。

しかし、2016年（平成28年）4月から開始された電気事業の小売全面自由化に伴い、地域独占・総括原価方式が撤廃されることで原子力事業をめぐる事業環境に大きな変化が生じることとなり、競争が進展する中で、原子力事業者の経営状況が悪化し、必要な資金を安定的に確保することができなくなる等により、再処理等が滞るおそれがある。

こうしたことから、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講じ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的として、再処理等積立金法を改め、2016年（平成28年）5月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（再処理等拠出金法）が成立、同年10月に施行された。なお、同法に廃炉推進業務を追加した改正法が2023年（令和5年）5月に成立、翌2024年（令和6年）4月に施行予定。

再処理等拠出金法のうち、再処理等に係る主な内容は以下の通り。

1. 拠出金制度の創設

- ①再処理等に必要な資金を、新設する認可法人に拠出することを、原子力事業者に対して義務付ける。その際、再処理工程と不可分な関連事業の実施に要する費用も拠出金の対象とする。
- ②拠出金が支払われた場合、認可法人は使用済燃料の再処理等を行わなければならないことを規定。

2. 認可法人制度の創設

- ①再処理等を着実に行う認可法人（使用済燃料再処理機構）を設立する。
- ②認可法人は主な業務として、関係する事業全体を勘案した実施計画の策定、拠出金単価の決定・拠出金の収納、使用済燃料の再処理等を行う。

3. 適正なガバナンス体制の構築

認可法人においては、第三者（有識者）を含めて意思決定を行うとともに、認可法人の運営には国が一定の関与を行うこととし、事業全体のガバナンスを強化。

●再処理等拠出金制度の概要

